



土技第184号
平成25年7月18日

熊本県建設業協会長 様

土木技術管理課長

つり足場設置基準の徹底について

このことについて、本県土木部における発注工事において発生した事故を受け、熊本労働基準監督署より、つり足場設置基準の徹底に関する要請がありました。

つきましては、下記の内容について、会員の方々へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 事故概要

橋梁補修工事において、つり足場が崩落し、足場上で作業していた作業員が負傷したものの。

2. 事故の問題点

- ① 足場けたがチェーンにより支持されていなかった。
- ② 足場けた、作業床等に控えを設けるなど、動揺又は転位を防止するための措置が講じられていなかった。
- ③ つり足場が、労働基準監督署へ提出していた当初の計画から変更されていたにもかかわらず、変更届を提出していなかった。

(注) ①、②については、労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第574条関係
③については労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第88条関係

3. 防止対策について

(発注者側としての対応)

- ① 労働基準監督署への届出を行った内容について、監督員への提出を求める。(※)
- ② 現場監督を行う際に、提出を受けた内容と現場の相違がないかチェックする。

(受注者側としての対応)

- ① 関係法令(労働安全衛生法、労働安全衛生規則等)の遵守を徹底する。
- ② 関係機関との協議等を行った場合には、その内容を監督員へ報告する。
- ③ 足場工の施工を下請業者が行う場合も、元請として確認を行う。

(※) 土木工事共通仕様書(1-1-39 官公庁等への手続等)の中において、諸手続に係る許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならないこととなっている。